

只見町幼保連携型認定こども園整備基本計画

「ぶなのもり こども園」

令和8年5月

只 見 町

只見町教育委員会

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 只見町幼保連携型認定こども園整備の基本方針・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 関係法令について・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題について

- 1 只見町の人口と就学前児童数の推移・・・・・・・・ 3
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 適正規模による教育・保育の提供・・・・・・ 4
 - (2) 老朽化施設の改修等・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 基本的な一日の流れ・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) こども園運営の成果と課題・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 施設整備について

- 1 基本理念・教育及び保育の目標と方針・・・・・・・・ 8
- 2 こども園の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 こども園施設の整備方針・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 施設規模・機能等について・・・・・・・・・・・・10
 - (1) 定員数の設定・・・・・・・・・・・・・・10
 - (2) 職員数の設定・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 必要規模及び必要諸室のまとめ・・・・・・・・・・・・13
 - (1) 園児エリア（保育室）・・・・・・・・・・・・14
 - (2) 園児エリア（子ども用諸室）・・・・・・・・・・・・15
 - (3) 子育て支援エリア・・・・・・・・・・・・・・16
 - (4) 必要諸室エリア・・・・・・・・・・・・・・17
 - (5) 付帯・共有エリア・・・・・・・・・・・・・・18
 - (6) 屋外エリア・・・・・・・・・・・・・・19
- 6 整備予定地について・・・・・・・・・・・・・・20
- 7 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・21

第 1 章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、核家族化の進行や親の就労形態の変化など、子育て環境を取り巻く環境は大きく変化し、少子化の影響により子どもの人数が減少する一方で、現代の子育て家庭が抱える支援ニーズは、経済的・時間的負担の軽減から精神的な孤立の解消まで多岐にわたり、子育てを社会全体で支援することが益々重要となっています。このような中、国においては令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。また、同年12月には「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組みが示されました。

本町では、令和7年4月に旧朝日保育所を改修・活用し幼保連携型認定こども園「ぶなのもりこども園」を開園しましたが、老朽化した既存施設では安全・安心な教育・保育環境の確保と地域資源を活かした教育・保育の提供が難しいという現状があります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、就学前の環境整備がその後の小学校教育の土台をつくるという観点から早急な施設整備が必要であると考え「只見町幼保連携型認定こども園整備基本計画」を策定いたしました。

2 只見町幼保連携型認定こども園整備の基本方針

本計画に基づき整備する只見町幼保連携型認定こども園は、開園を最終的なゴールとするものではなく、今後10年程度を見据え、人口減少下においても質の高い教育・保育及び子育て支援を維持・発展させるための中核拠点として整備することを基本的な考え方とします。

また、本施設は、教育・保育機能に加え、こども誰でも通園制度、子育て支援、幼小連携、放課後児童クラブ等の機能を一体的に担う施設として位置づけます。将来的には、児童発達支援等の支援機能と接続できる余地を持たせ、ニーズの変化に柔軟に対応できる施設とします。

さらに、本施設は、子どもたちの生活の場であると同時に、保育教諭等が専門性を高め、育ち合う人材育成拠点として整備します。研修・協議・オンライン対応が可能な環境を整えることで、町全体の幼児教育・保育の質の向上を支える役割を果たします。

加えて、本施設の整備にあたっては、町有林をはじめとする町産材の積極的な活用を図ります。地域の森林資源を建築材として利用することにより、子どもたちが木のぬくもりに触れながら健やかに育つ環境を創出するとともに、森林整備の促進や木材の地産地消による地域経済の循環に寄与することになります。また、木材利用を通じて森林と暮らしのつながりを学ぶ機会を創出し、只見ユネスコエコパークの理念である持続可能な資源利用を体現する施設とします。

豪雪地域である本町の特性を踏まえ、災害時・非常時においても子どもと家庭を支える拠点となるよう、安全性や動線、設備面にも配慮すると共に施設利用者が障壁なく平等に利用できる施設整備を行います。

なお、本計画における定員設定や諸室構成は、将来的な児童数やニーズの変化に応じて、用途転換や機能変更が可能な柔軟性を備えたものとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、上位関連計画等の方針に基づき策定します。

- (1)「第八次只見町振興計画」では教育環境、施設、設備の改善・充実として「こども園の整備」を行う事としています。
- (2)「只見町 第3期子ども子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援施策、教育保育の一体的提供及び推進体制の確保において「施設の新設等、受入環境整備について検討する」としています。
- (3)「只見町公共施設等総合管理計画」では「施設の老朽化が進んでおり、一部施設は改修・改築等を検討する。また、将来の人口動向や地域ニーズを踏まえ、施設の再編を検討する」としています。

4 関係法令について

本計画は、以下の主な関係法令を準拠して計画しています。

- ・建築基準法
- ・消防法
- ・バリアフリー法
- ・人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- ・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

第2章 現状と課題について

1 只見町の人口と就学前児童数の推移

本町の直近5年間の人口は、年間約100人減少するペースでの人口減少傾向にあります。また、就学前児童数の推移については、令和3年度以降、減少傾向になっている状況です。

○ 只見町の総人口及び年少（0～14歳）人口の推移（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	4,002	3,889	3,754	3,639	3,508
年少人口	340	323	293	276	267

○ 出生数の推移と今後の見込み（令和7年度現在）（単位：人）

年度	実績値				推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
出生数	16	17	12	8	14	13	13	12

出生数は令和6年度に8人まで落ち込むものの、令和10年度にかけては12～13人前後で推移すると推計されます。就学前人口総額は、令和3年度の130人から令和11年度には72人へと約45%減少する見込みであり、この人口動態に適応した効率的かつ質の高い施設運営が求められます。

○ 保育施設利用該当者の推移と今後の見込み（令和7年度現在）（単位：人）

	実績値					推計値			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	22	16	18	9	8	14	13	13	12
1 歳	22	22	13	17	10	8	14	13	13
2 歳	19	23	19	14	18	10	8	14	14
3 歳	28	19	22	19	15	18	11	8	14
4 歳	18	28	20	22	19	15	19	11	9
5 歳	21	18	18	18	22	18	15	18	10
合計	130	126	120	99	92	83	80	77	72

※1～5歳まではコーホート変化率法により算出。また、0歳はR3～R7の子どもの女性比（0歳/15～49歳女性）の平均値と15～49歳の年間女性減少率の平均値を用いて算出。

2 現状と課題

(1) 適正規模による教育・保育の提供

幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られ、全ての子どもに同じ教育・保育を一体的に提供することが求められています。このような中、只見町保育施設においては、少人数化により適正規模の集団生活に支障が生じること、また、施設面積上余裕がなく、ゆとりある教育・保育ができないといった状況が生じており、子どもたちをより良い育ちへと導くためには、適正規模による集団生活の環境づくりが急務となっています。

(2) 老朽化施設の改修等

只見町立保育所とこども園の施設は、建築後40年以上を経過しており建物や設備機器の老朽化が進んでいる状況です。

特にこども園は、定員数60名から80名となったことで人数が増え、子どもたちの安全性を確保するうえでも施設の整備が必須となっている状況と言えます。また、施設の整備に当たっては、多様化する教育・保育内容に対応したものであることや、子育て機能等の保護者のニーズに沿った施設の整備を計画的に進めていかなくてはなりません。

○ 只見町立保育所の建築年（令和8年3月末現在）

	只見保育所	朝日保育所	明和保育所
建築年	昭和59年7月12日	昭和58年2月20日	昭和54年11月25日
経過年数	41年	43年	46年

(3) 基本的な一日の流れ

①1・2歳児デイリープログラム

	園児の活動	保育教諭等との関わり
7:30	順次登園 健康観察 所持品の整頓 自由遊び ※短時間 7:30~8:30 延長保育	○保護者さんの送迎で順次登園します。 ○笑顔と明るい挨拶で園児が安心して登園できるよう迎えます。 ○前日の様子など家庭との情報共有をさせていただきます。 ○保護者さんには所持品の確認をしていただきます。 ○ここに合わせながら友達がそろそろまで先生と一緒に遊びながら待ちます。 ○必要に応じて片づけ等も一緒に行いながら過ごします。
9:15	片づけ おむつ交換・ トイレ 手洗い・うがい おやつ	○おむつ交換やトイレの誘導を行い、おむつを交換することの気持ちよさが感じられるようにしていきます。 ○気持ちよく衛生的におやつを食べられるように、手洗い・うがいを促していきます。
9:30	クラス活動 季節の歌・紙芝居 絵本の読み聞かせ 好きな遊び等)	○季節の音楽等を流し、子ども達が落ち着いて1日のスタートが切れるようにします。 ○発達や興味、季節等を考慮した絵本や紙芝居等を楽しみます。 ○先生や友達と一緒に好きな遊びをして過ごします。 ○感性をはたらかせながら過ごすことができるように、季節に合わせた活動を取り入れて遊びます。
11:00	片づけ おむつ交換 トイレ 手洗い・うがい 給食	○安全で安心できる環境の下、先生の愛情を感じながら、楽しい雰囲気の中で食べることができるようにします。 ○口に運ぶ量が適量かを見守りながら安全に適切に食事が進められるようにしていきます。 ○食後は、静かな環境の中で、ゆったりした気持ちで過ごすことができるようにします。
12:00	ゆったりタイム	○一人一人の午睡リズムに配慮しながらオルゴールの音楽をかけたり園児に寄り添ったりして、安心して入眠できるようにしていきます。
13:00	午睡	○早く目覚めた園児とゆっくり静かな遊びを展開しながら、スムーズに起きることができるようにしていきます。
15:00	おむつ交換・トイレ 手洗い・うがい おやつ	○安全で安心できる環境の下、楽しい雰囲気の中でおやつを食べる事ができるようにします。 ○絵本や紙芝居を読み、降園に向けて気持ちを落ち着けられるような雰囲気をつくるとともに、1日を振り返る時間を持ち、充実した時間を過ごします。
16:00	順次降園 合同保育 ※短時間	○安全で安全な環境の中で、異年齢児との遊びの経験をしていきます。
18:30	16:30~延長保育	○先生と一緒に、迎えに来た保護者を笑顔で迎えます。 ○所持品の確認をしながら1日の様子を伝え、情報を共有します。 ○保護者さんの送迎で順次降園します。
		○お預かりできる最終時間になります。

②3歳以上児デイリープログラム

	2号認定	1号認定	保育教諭等との関わり
7:30	順次登園	延長保育	○保護者さんの送迎にて登園します。 ○笑顔と明るい挨拶で園児が安心して登園できるよう迎えます。 ○前日の様子など家庭との情報共有をさせていただきます。 ○登園後は身支度、所持品の整頓を済ませ、みんながそろうまで友達（異年齢も含め）と一緒に好きな遊びをして過ごします。 ○発達段階に合わせ、声かけに応じて片づけ等を友だちと協力しながら行います。 ○活動の変わり目に、自分で（または声かけに応じて）トイレを済ませます。 ○通園バスにて登園します。 ○自分で身支度、所持品の整頓をして朝の集まりに向かえるよう促します。 ○朝のあいさつをし、季節の歌を歌う等の活動を通して、子どもたちが落ち着いて1日のスタートが切れるようにします。
8:30	健康観察 所持品の整頓 自由遊び ※短時間 7:30～ 8:30 延長保育	順次登園 健康観察 所持品の整頓	
9:00	片づけ 所持品の始末 （バス等園児） 朝のお集まり		
9:30	クラス活動 （幼児教育）		○園児の興味・関心に応じて、季節に応じた多様で豊かな生活経験や遊びを積み重ねながら、友達と遊ぶ楽しさを味わえるようにします。 ○気温に応じて衣服の調整や汗の始末等ができるよう促します。 ○発達に応じて育ちを促す活動を意図的に取り入れたり、様々な遊びに積極的にチャレンジできるようにしたり働きかけていきます。
11:30	片づけ 給食準備 給食 ハミガキ フッ化物洗口（4.5歳） ゆったりタイム		○片づけの声をかけ、友達と協力しながら片付けに取り組み、給食の準備に向かえるようにします。 ○戸外から帰った時や活動の節目には、自分から手洗い・うがいをする習慣を身につけていくようにします。
13:00	クラス活動 （3歳児は午睡）		○安全で安心できる環境の下、先生や友達との楽しい雰囲気の中で食べることができるようにします。 ○食事のマナーや偏食にも配慮しながら適切に食事が進められるようにしていきます。
14:30	片付け おやつ準備 おやつ ハミガキ		○食後は、絵本コーナー等を活用し、ゆったりした気持ちで過ごすことができるようにします。
15:00	降園準備 お集まり	降園準備 順次降園	○先生や友達と一緒に午睡や休息の準備をし、ゆったりと心と体を休めます。また、4・5歳児については、午前中の遊びの続きなど、園児が自分たちで遊びを展開できるようにします。 ○自分たちでおやつを準備し、安全で安心できる環境の下、楽しい雰囲気の中でおやつを食べ、食後には歯磨きをすることができるようにします。 ○忘れ物がないか等にも気を付けながら、降園準備を自分で行うようにします。 ○絵本や紙芝居を読み、降園に向けて気持ちを落ち着けられるような雰囲気をつくり、友達と一緒に、1日の振り返りを通して、明日の登園への期待を高めます。 ○安心して安全な環境の中で、異年齢児との遊びを経験していきます。 ○先生と一緒に、迎えに来た保護者を笑顔で迎えます。 ○所持品の確認をしながら1日の様子を伝え、情報を共有します。 ○保護者さんの送迎、または通園バスで順次降園します。
16:00	順次降園	延長保育	
18:30	合同保育 ※短時間 16:30～ 延長保育		

（４）こども園運営の成果と課題

令和7年4月に幼保連携型認定こども園がスタートして、子どもたちにとっての成果としては、集団生活の中でたくさんの友だちと主体的な遊びの実践を通して、コミュニケーション能力や社会性の高まり、一緒におなじ目的に向かって協力することの良さを学んだり、一人ではできなかったことを成し遂げ、達成感や大きな喜びを味わったりと、社会性や情緒面がより豊かに高まってきています。

また、町内の3歳以上児がこども園1箇所では教育を受け同様の経験を積み重ねていることで、小学校へのつながりもスムーズにつながるものと考えています。

反面、子どもたちの思いや願いを基にした遊びを展開するには、今の施設面積では限界があり、よりダイナミックな活動を望んだとしても、リスクマネジメントの観点から活動を制限せざるを得ないことも少なくありません。また、職員のシフト面では通園バス担当の役割や明和保育所での延長保育を担当する役割が発生することから、こども園内の職員体制を手厚く整えることができず、保育者の休憩時間や研修時間の確保が難しい状況と言えます。この課題を解決し、町の将来の教育・保育に必要な環境を整備するため、新たな施設整備が必要です。

また、保護者のご協力を得ながら以下の対応により、子どもたちにとってのより豊かな教育・保育の提供が可能になると期待できます。

①バス運行について

只見地区、明和地区の3歳以上児の登降園は通園バスを活用して行っていますが、通園バスは園外活動でも積極的に活用していきます。

②延長保育について

現在、只見地区と明和地区の児童の延長保育については、それぞれの保育所で行っていますが、施設の新設を機にこども園で一括して行うこととします。時間については、今まで通りで考えます。

③職員体制に関すること

施設の新設に伴い、保育教諭等の職員が1箇所集まることで、配慮が必要な園児や行事等において園児への細やかな対応が可能となります。また、職員に対するスキルアップ研修等の受講も可能となり、保育の質の担保につながります。

④幼小中の交流について

施設の新設に伴い町立小中学校に隣接するため、教育・保育内容に応じて、交流活動に組みやすくなります。教員同士の打合せの時間の確保や活動に応じた場の設定等もしやすくなり、豊かな活動につなげることができます。

第3章 施設整備について

1 基本理念、教育及び保育の目標と方針

<基本理念>

(1) 只見町の地域資源（人・もの・こと）を生かした遊びや多様で豊かな生活経験を重ねる中で、園・家庭・地域が一体となって、一人一人のよさや可能性を伸ばし、たくましく生きる力を丁寧に育てていきます。

- ・ たくさんの人と関わることで感謝や思いやりをもち、感性をはたらかせ感じ取ったことを大切に育みます。
- ・ 四季折々の環境を生かし季節ならではの遊びを経験する中で、たくましく健康な体をつくれます。
- ・ 「なぜかな？」という問いを大切に、自ら進んでじっくりと考え、失敗を恐れず行動する力を育みます。

(2) 子どもの様子を園と家庭とが双方に伝え合い、個々のかけがえのない育ちの瞬間を共有することで、保護者に寄り添い子育てが楽しいと感じられるような日々を支援します。

- ・ 子どもの様子を丁寧に伝え合うことを通して、成長の段階を共有しながら子育てに関わることで、保育者や保護者が子育ての楽しさや喜びを共有し合い、困り感に寄り添うことで子育ての苦労を一緒に乗り越えていく園を目指します。
- ・ 地域と共に子育てを展開していくことを念頭に、町内全ての乳幼児をもつ家庭に対し園庭開放や子育て相談窓口等の子育て支援機能を果たします。

<めざす子ども像>

- (1) たくましく思いやりのある『豊かな心』をもつ子
- (2) 感性をはたらかせ感じ進んで行動する『健康な体』をもつ子
- (3) 自ら進んでじっくりと『考える力』をもつ子

2 こども園の基本方針

(1) 子どもたちの健やかな成長

①子ども一人一人にふさわしい生活の場であること

近年、子育てを取り巻く環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっています。そのため、子どもたちが他の園児やさまざまな人と出会い、関わり、心を通わせながら成長できる豊かな生活の場を意図的に整えることが重要です。また、保護者の生活形態は多様であるため、大人の都合が優先されないよう、子ども一人一人にとって最善の利益を守り、心身ともに健やかに育つ場であることが大切です。つまり、認定こども園のような集団生活の場を、家庭や地域社会と同様に乳幼児期の生活の連続性の中に位置付けることが、子どもの育ちを保障することに繋がっていきます。

②同年代の子どもたちとの集団生活の場であること

家庭や地域において兄弟姉妹や近隣の乳幼児と関わる機会が減少している現状を踏まえると、こども園で同年齢や異年齢の子ども同士が関わり合い生活する意義は大きいといえます。このような集団生活を通じて、子どもたちは多様な価値観に気づき、他者と活動を楽しむ中で、心地よい生活を送るために必要な約束や決まりの存在を理解します。集団生活だからこそ、人間関係の調整を自然に、体験的に学ぶ機会を提供します。

③保育教諭等と共に生活し、適切に成長をサポートされる場であること

園生活においては、子ども一人一人が発達に必要な体験や支援を受けられることが大切です。

そのため、保育教諭等は発達段階や生活の流れに応じて環境を整え、信頼関係を築きながら子ども同士をつなげていきます。こうした適切な支援を通じて、子どもたちの資質・能力が育まれます。保育教諭等の存在は、子どもたちに安心感を与え、自ら生きる力の基礎を育んでいきます。

④適切な環境があること

こども園には、子どもたちが友達と関わり活動するために必要な遊具や用具、自然や動植物など、教育的・保育的に配慮された環境が必要です。直接的で具体的な体験は、子ども一人一人の人間性を豊かにし、発達を促す貴重な経験となります。ただし、環境があるだけでは十分ではありません。保育教諭等が子どもの興味や関心を理解し、適切に関わることが重要です。適切に設定された体験を積み重ね、支援を受けることで、子どもたちは健やかな成長を図ります。

3 こども園施設の整備方針

只見町認定こども園は、「子どもを真ん中に、地域が育つ“教育の郷”」として、町の未来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で自分らしくのびのびと育ち、地域資源を活用したよりよい学びと安心できる育ちの環境を提供する施設を目指します。施設整備にあたっては、只見町の自然・文化・子育て環境といった地域特性を活かし、安全で機能的かつ持続可能な施設を目指します。

(1) 子どもたちが健やかに成長できる施設

子どもたちが意欲的に遊びを創り出し、楽しむことができる園庭や、十分な広さと明るさを備えた保育室を配置します。屋内外を密接につなげ、のびのびと活動できる環境を整えます。

(2) 安全で安心して利用できる施設

災害に強く、快適な環境整備を行い、園児や保護者、職員が安全に移動できる動線や送迎の安全性を確保した園外整備も行います。

また、子どもたちは、安全で活動しやすい環境の中で探究活動を行うことで感性を豊かに働かせます。対象に関わる中で次々と興味が引き出され、身近な環境に主体的に関わろうとする知的好奇心が高めていきます。

(3) 豊かな自然を生かした施設

自然と日常的に関われる環境を整えることで、子どもたちの感性や思考力、表現力、探究心を育みます。只見町の豊かな山林資源を生かした施設とし、木のぬくもりに触れ自然を感じながら生活することで地域への愛着を深めます。また、雪に触れて遊ぶ体験を通じて、只見の冬の楽しみを知ることで大きな教育的効果を育んでいきます。

(4) 地域交流や校種連携の拠点となる施設

①屋内交流スペース

豪雪地域の特性を踏まえ、冬期間や悪天候時でも天候に左右されずに、子どもたちと地域住民が日常的に集い、世代を超えて交流できる開放的な屋内スペースを確保します。地域に開かれたスペースを確保し、家族や地域住民と季節行事や世代間交流を行うことで、地域文化や伝統を継承し、豊かな生活を送れるようにします。

②幼小中連携の強化

小中学校に近接する立地を生かし、相互往来ができ、園児・児童の交流を促進し、義務教育へのスムーズな就学・接続を図ります。また、小学校との連携を進め、保育教諭や小学校教員、児童が交流する機会を設けることで、スムーズな進学につなげます。

(5) 子育て支援や保護者の集いの場となる施設

子育てに関わる人々が気軽に集い、一時預かりや育児相談などの支援を受けられる場とします。在宅育児を行う保護者や入園予定者の保護者が交流し、学び合うことで、子どもと共に成長できる拠点とします。

(6) 職員にとって働きやすい施設

子どもの安全・安心を確保しつつ、開放感のある施設環境とし、働きやすくすることで安全に子どもを見守れるようにします。また、照明や空調、施設などを管理しやすくし、体験活動を行うための収納スペースを確保します。

4 施設規模・機能等について

(1) 定員数の設定

〇令和7年度（児童数と保育者数）

（単位：人）

年齢	割合	只見保育所		こども園		児童 合計	保育者計	備 考
		児童数	保育者数	児童数	保育者数			
5歳児	対 25 人			22	3(2)	22	3	
4歳児	対 25 人			19	2	19	2	
3歳児	対 15 人			14	2	14	2	
2歳児	対 6 人	7	2	10	2	17	4	
1歳児	対 6 人	4	1	5	2	9	3	
0歳児	対 3 人	1	1	1	1	2	2	
その他			1		4		5	園長・副園長・ 主幹等
合 計		12	5	71	16	83	21	

※ 5歳児保育者は、3人のうち、支援を要する児童に2名の有資格者を配置していることを意味する。

〇令和8年度見込数（児童数と保育者数）

（単位：人）

年齢	割合	只見保育所		こども園		児童 合計	保育者計	備 考
		児童数	保育者数	児童数	保育者数			
5歳児	対 25 人			19	2(1)	19	2(1)	
4歳児	対 25 人			15	2(1)	15	2(1)	
3歳児	対 15 人			18	3(1)	18	3(1)	
2歳児	対 6 人	5	1	5	1	10	2	
1歳児	対 6 人	2	1	6	1	8	2	
0歳児	対 3 人	(3)	1	(2)	1	(5)	2	
その他 ※2			2		6		8	園長・副園長・ 主幹・育休
合 計		10 (3)	5	65 (2)	16	75 (5)	21	

※ 保育者の（１）は、保育者数のうち支援を要する児童に配置する人数を示す。

※ 0歳児の児童数については、見込のため（ ）で示した。

※2 その他の保育者数には、備考欄以外の保育士として3歳以上児保育士リーダー、3歳未満児保育士リーダー、こども誰でも通園担当者を各1名ずつ配置する。

現在の児童数と保育者数、今後の就学前児童数の推移から保育需要の将来推計や就園状況、職員体制を踏まえ、認定こども園の定員数の最大定員を85名に設定します。

これにより、一時預かりや「こども誰でも通園制度」の利用者に対しても、柔軟かつ安定的な受け入れを確保することが可能となります。

必要機能	定員（見込）			クラス数
	保育 （人）	教育 （人）	合計 （人）	
0歳児保育	10		10	1
1歳児保育	10		10	
2歳児保育	15		15	1
3歳児保育	14	1	15	1
4歳児保育	14	1	15	1
5歳児保育	19	1	20	1
合 計	82	3	85	5

(2) 職員数の設定

新設する認定こども園に勤務する職員数は、26人程度を想定します。

なお、勤務はシフト制とし、研修受講等へも留意する必要があるため、この人数は同時に勤務する人数ということではありません。

令和10年度施設整備後の入所児童数と保育士数（見込）

（単位：人）

年齢	割合	こども園	保育者計
5歳児	対25人	18	1
4歳児	対25人	11	1
3歳児	対15人	8	1
2歳児	対6人	14	3
1歳児	対6人	13	3
満1歳児	対3人	13	5
0歳児			
3歳以上児 保育士リーダー			1
3歳未満児 保育士リーダー			1
こども誰でも通園担当者			1
その他(園長・副園長・主幹・育休)			4
合 計	77		21

<こども園勤務職員数の内訳>

（単位：人）

役 職	人 数						合 計
園長	1						1
副園長	1						1
主幹	1（主幹保育教諭）						1
担当教諭	1（こども誰でも通園担当教諭）						1
保育教諭	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	16
	1（以上児保育リーダー）			1（未満児保育リーダー）			
	1	1	1	3	3	5	
保育補助	3						3
看護師	1						1
事務職	1						1
用務員	1						1
合 計							26

5 必要規模及び必要諸室のまとめ

保育室は認可基準面積よりも広く面積をとるとともに、ホール等は放課後こどもクラブでの活動を使う事を想定し面積を想定しました。なお、面積は参考値で、詳細は設計の中で検討します。

エリア名	室名	部屋数	面積	備考
園児エリア	乳児室（０歳児）	１	４０	
	調乳室	１	１０	
	沐浴室	１	１０	
	ほふく室（１歳児）	１	４０	
	保育室（２歳児）	１	４０	
	保育室（３歳児）	１	４５	
	保育室（４歳児）	１	４５	
	保育室（５歳児）	１	５５	
	図書コーナー	１	—	※各部屋に設ければいい
	大ホール （屋内交流スペース）	１	２７０	放課後子どもクラブ兼 ランチルーム兼
	園児用トイレ	１	５５	
小 計			６１０㎡	目安
子育て支援 エリア	一時預かり保育室	１	５０	
	相談室	１	２０	
小 計			７０㎡	目安
必要諸室 エリア	調理室	１	１１５	
	保健室	１	１５	
	職員室	１	５０	
小 計			１８０㎡	目安
付帯・共用 エリア	会議室	１	２０	
	休憩室・作業室・更衣室	１	４５	
	洗濯室・乾燥室	１	２０	
	教材室・収納	１	１１０	
	大人用トイレ	１	１０	
	玄関・廊下	１	１３５	
小 計			３４０㎡	目安
園内施設 合計			１２００㎡	

屋外エリア	園庭	５，０００㎡以内
	駐車場	エリア外に整備

(1) 園児エリア（保育室）

必要機能・面積

- こども誰でも通園制度（余裕活用型）の実施を想定し、定員は下記の人数設定とします。
- 子どもたちがのびのびと活動できるように、年齢別の定員をもとに、各保育室を認可基準より広く設定します。
- クラス数については、質を確保した幼児教育・保育提供のための適正な集団・空間の規模を考慮し設定しますが、各クラスに異年齢児が交流しやすいような空間を設定します。
- 施設は1階建てとし、保育職員が安全・安心で質の確保された教育・保育運営をスムーズに行えるよう配慮します。また、災害時の避難等を考慮し、出入り口に近い場所に低年齢児（3歳児以下）の保育機能を配置するようにします。

必要機能	定員（見込）			クラス数	想定面積	認可(最低)基準※
	保育 (人)	教育 (人)	合計 (人)			
0歳児保育	10		10	1	40㎡	3.30㎡/1人
1歳児保育	10		10		40㎡	3.30㎡/1人
2歳児保育	15		15	1	40㎡	1.98㎡/人
3歳児保育	14	1	15	1	45㎡	1.98㎡/人
4歳児保育	14	1	15	1	45㎡	1.98㎡/人
5歳児保育	19	1	20	1	55㎡	1.98㎡/人
合計	82	3	85	5	265㎡	

世界の保育室の最低基準（参考）

国名	地域名	乳児一人当たり面積	幼児一人当たり面積
イギリス	イングランド	3.5㎡（2歳未満）	2.3㎡（3～5歳）
ドイツ	ハンブルグ市	3.3㎡（3歳未満）	3.0㎡（3歳以上）
アメリカ	ワシントン州	4.64㎡（1歳未満）	3.25㎡（1歳以上）

全社教『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』（2009）抜粋

整備方針

《0歳児保育》

- 健康と安全の確保が十分図れる環境としながら、発達の幅が広い年齢であることから、一人一人の発達段階に合わせて十分に体を動かせる空間を確保します。
- 低年齢の段階から、光や風など屋外の環境を自然に感じられるよう配慮します。
- 園児が新しい言葉や表現などにふれ、楽しみながら一人一人の可能性を最大限に引き出すために絵本のコーナーを設置します。（全クラス共通）
- 保護者は子どもを送迎する際、併せて着替えなど様々な荷物の運び入れ等を行うため、設計に当たっては、保護者の負担軽減並びに保育運営の観点（年齢の特性及び発達段階、職員の働きやすさ等）に配慮します。（全クラス共通）

- 乳児用のミルクを調乳するため、調乳室を設けます。
- 乳児の沐浴のため、衛生面・安全面に配慮した沐浴設備を設けます。
- 季節の変化も感じながら安全に身体を動かせるようなテラスを設定します。

《 1・2歳児保育 》

- 一人一人の発育・発達の段階に沿って、健康と安全が十分確保できる環境としながら、活動しやすい空間とします。
- 活発な探索活動等、好奇心を発揮した能動的な活動を促しやすく、発育・発達の段階に合わせた活動ができる空間とします。
- 生活に必要な活動の自立など、自立心の育成が促されるよう配慮するとともに、屋外等へ興味・関心が自然に向き、屋外等保育室以外の活動にスムーズにつながるよう、各クラスにベランダを設けます。そのベランダは、地球温暖化に伴った夏の暑さを避ける日陰の遊び場としても機能できるようにします。また、出入りの際に手足を洗う、うがいをする等の衛生週間が適切に身につくよう、各クラスのベランダには水道場を設置します。避難時、また、ダイナミックな遊びを展開できるよう、ベランダには下足置き場を設置します。（1歳以上クラス共通）

《 3～5歳児保育 》

- 養護の行き届いた環境が構成できる空間とします。
- 一人一人の発育・発達に沿って、睡眠・休息等の生活行為とともに、軽い運動や遊戯、造形、制作等の活動がのびのびとできる空間とします。
- 安全確保を第一に、発育の段階に合わせた活動が十分にできる空間とします。

（2）園児エリア（子ども用諸室）

必要機能・面積

必要機能	想定面積 ※参考値
乳児室・調乳室・沐浴室・ほふく室・保育室	285㎡程度
大ホール（屋内交流スペース）	270㎡程度
園児用トイレ	55㎡程度
合計	610㎡程度

整備方針

《大ホール（屋内交流スペース）》

- 異年齢での多様な活動や異年齢と一緒に給食を食べるランチルームとしても活用できるスペースを設置します。
- 入園式や卒園式等の儀式や発表会等にも活用できるステージを設けた広い空間とします。日常的には放課後子どもクラブの活動場所としても活用していきます。

- 屋内遊戯や異年齢交流活動、家族や地域住民と季節ごとの行事等や世代間交流を行える場所として活用します。
- 施設全体のコンパクト化に配慮するため、大きな行事等の際には他機能スペース（子育て支援機能スペース等）と一体で利用できるよう工夫した配置とします。
- 主に3～5歳児が、昼食・おやつ等を取ったり、調理工程が見えるような食育活動を行ったりする空間を確保します。
- 昼食・おやつ等食事利用時以外は異年齢での多様な活動が可能となる遊ぶスペースとしても活用できるものとします。

《園児用トイレ》

- 年齢ごとの子どもの発達段階、食事などの生活行為等との繋がり等に細やかに配慮し、配置や仕様を工夫するほか、年齢に応じた必要な施設空間とします。
- 多様な園児の状態に対応できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。

（３）子育て支援エリア

必要機能・面積

必要機能	想定面積 ※参考値
一時預かり保育室	50㎡程度
相談室	20㎡程度
合計	70㎡程度

整備方針

《一時預かり保育室》

- 核家族化や地域のつながりの希薄化の中で、未就園児家庭に対する子育て支援の重要性が増していることを踏まえ、子育て支援事業を展開できるスペースを確保します。
- 園児・職員の相互交流や、研修等の支援事業の実施も可能なスペースとします。

《相談室》

- 8名程度が打ち合わせ、ケース会議等を実施できる広さを確保します。
相談室は、保護者面談室や子育て支援スペースとしても活用します。
- こども家庭センターとも連携を図り、スムーズな入園につなげます。

(4) 必要諸室エリア

必要機能・面積

必要機能	想定面積 ※参考値
調理室	115㎡程度
保健室	15㎡程度
職員室	50㎡程度
合計	180㎡程度

整備方針

《調理室関連》

- 衛生管理の観点から、食材の搬入口及び検収室は専用の入り口を設け、食材を検収室に直接搬入できるようにし、検収室から食品保管庫へ出入りできるよう配置します。
- 食材車両の搬入スペースはこども園敷地内に計画します。

《保健室》

- 次の子どもに対応できる保健室を設置します。
 - ・ 本園に通園していて、保育中に体調不良となった子どもの対応をするための保健室を設け、応急処置を行うための医薬品等を常備します。
- 子どもの安静を保ち、感染症対策やプライバシーに十分配慮できる空間とします。

《職員室》

- デスクワークを必要とする職員がパソコン等を活用して円滑に事務処理を行える事務室とします。
- 外部の視認性や施設内との連携に配慮して配置します。

(5) 付帯・共用エリア

必要機能・面積

必要機能	想定面積 ※参考値
会議室	20m ² 程度
休憩室・作業室・更衣室	45m ²
洗濯室・乾燥室	20m ²
教材室・収納	110m ²
大人用トイレ（男子・女子・多目的トイレ）	10m ²
玄関・廊下	135m ²
合計	340m ²

整備方針

《会議室》

- 職員のオンライン研修等でも活用できる機能を設けます。

《休憩室・作業室・更衣室》

- 利用人数に応じた十分な広さを確保します。
- 更衣室は男女別に区別し、使いやすく機能的なロッカーを備えたスペースとします。

《洗濯室・乾燥室》

- 子どもの着衣洗濯用のスペースを確保します。梅雨の季節や冬場を想定し、濡れた衣服を乾かし、快適に活動ができるように乾燥スペースを確保します。

《教材室・収納》

- 必要なものがすぐ取り出せ、防災対策（転倒防止）を講じた収納ができるようにします。

《大人用トイレ》

- 男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレを設けます。

《玄関・廊下》

- 玄関は、子どもたちと保護者の方に安心して登園できる広くて落ち着いた空間を確保します。
- 通常保育用の玄関は散歩車やベビーカーを置ける広さを確保します。
- 通行のためのスペースは、他の必要機能との併用・一体的な活用を検討し、施設全体のコンパクト化と有効活用を図るとともに、あそびの場など多機能な展開ができる空間を検討します。
- 避難時にも利用する外階段等は、積雪等の影響を受けないようにします。

(6) 屋外エリア

必要機能・面積

必要機能	想定面積・台数等
園庭 ※現在のこども園の園庭面積 1695.1 m ²	5,000m ² 以内
駐車場 ※エリア外に整備	—

整備方針

- 子どもたちが、年齢や発達、一人一人の興味・関心に応じて、自ら多種多様な遊びを見つけられる園庭とします。
- 園庭は、園舎の各部屋から出入りが可能な配置とし、のびのびとした教育・保育が展開できる配置を検討します。
- 園庭は敷地周囲に配慮した位置とするとともに、防犯・侵入者や野生動物対策、子どもたちの安全管理なども踏まえた計画とします。
- 食育活動のため、菜園を設置します。
- 園庭にはインクルーシブ教育・保育に対応した各種遊具の設置及び屋根付き砂場の設置を検討します。
- 園庭を含む認定こども園の周囲には、外観に十分配慮のうえ、防犯・侵入者や野生動物対策に柵等を設置します。

《駐車場》

- 送迎時に利用することとし、送迎時の道路渋滞や路上駐車が起きないように考慮し、可能な限り駐車台数を確保します。
- 駐車場へ園バス等が進入できるように、駐車場出入口を検討します。

《プール》

- 夏季の活動として、可動式の屋外プールまたは、隣接する小学校プールとの連携による水遊び環境の整備を検討します。

6 整備予定地について

朝日小学校校庭の整備

現在のこども園の敷地は、施設規模や形状に制約があり、将来のこども園への統合に伴って必要となる新園舎の整備には不十分な状況です。特に、園児数の増加や機能拡充に対応するためには、十分な園庭や保育室、駐車スペース等を確保できる広さが求められますが、現在地ではその確保が困難です。

統合小学校は中学校に併設して整備をする計画ですが、朝日小学校校庭には十分な面積があり、園舎や園庭をはじめとする教育・保育環境を整える上で適した条件を備えています。

さらに、小学校の新校舎とも近接して立地することから、将来的な小中一貫教育の展開や幼小連携を見据えた環境づくりにも影響するものと考えられます。

こうしたことから、現在地での建て替えや周辺での土地取得の困難さ、また朝日小学校校庭の立地条件の優位性を総合的に勘案し、こども園の整備予定地とします。

- 整備予定地・・・・・・・・只見町大字黒谷字九日田 230-1
- 敷地面積・・・・・・・・5,000 m²
- 都市計画区域・・・・・・・・区域外
- 用途地域・・・・・・・・指定なし
- 防火地域・・・・・・・・指定なし
- 積雪荷重・・・・・・・・積雪量 350cm ※単位荷重 1 cmごとに 30N/m²以上
- 風圧力・・・・・・・・基準風速 (V₀) 30m/s
- 地震地域係数・・・・・・・・(Z) 0.9
- 埋蔵文化財の包蔵地可能性・・・・なし



7 整備事業スケジュールについて（目標）

年度	令和8年度				令和9年度				令和10年度
基本設計									
実施設計									
工事施工									開 園

※令和10年度中の開園を目指します。